

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年10月15日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長 西村 拓

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 04

1 事業概要

(1) 品目分類番号 41、42

(2) 事業名 国道4号茶畑地区電線共同溝PF

I 事業

(3) 事業の対象となる公共施設等の種類

電線共同溝（道路法第2条第2項に定める電線共同溝（道路附属物））、道路（車道、歩道、水路等）、道路附属物（道路照明、排水構造物、縁石、防護柵、道路標識等）

(4) 事業場所

自) 岩手県盛岡市神子田町

至) 岩手県盛岡市茶畑一丁目

(5) 事業内容

国道4号 茶畑地区電線共同溝PFI事業
(以下「本事業」という。)は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第7条に基づき、特定事業として選定された事業について、選定事業者が設立した特別目的会社(以下「SPC」という。)又は選定事業者(以下「事業者」という。)が、BTO(Build, Transfer Operate)方式により、電線共同溝(管路部・特殊部・横断部)、車道、歩道、道路附属物(以下「本施設」という。)の①調査・設計業務、②工事業務、③工事監理業務及び④維持管理業務を包括的に実施するものである。

(6) 事業期間 事業契約締結日から令和30年3月31日まで。

(7) 工事実施形態

① 工事業務のうち電線共同溝工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調

査（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく、資材単価及び歩掛について当該情報の提供を行う試行工事である。

ただし、提供を行う資材単価は、当該工事における主たる資材とし、質問回答期限内にとりまとまっているものに限る。

② 工事業務のうち電線共同溝工事は、見積書の提出を求め、予定価格作成の為に参考とする工事である。

見積採用にあたっては、見積（歩掛・材料単価・機械経費（賃料等）等）を採用することとし、労務単価については、公共工事設計労務単価を採用する。また、採用した見積（歩掛・材料単価・機械経費（賃料等）等）の配布等詳細については、入札説明書による。

(8) 本事業は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う事業である。

2 競争参加資格

(1) 応募者の構成

① 第一次審査資料を提出した民間事業者
(以下「応募者」という。)は、1(5)に掲げる業務を実施することを予定する単独企業(以下「応募企業」という。)又は複数の企業によって構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)であること。

② 応募グループの場合は、構成される企業(以下「構成員」という。)の中から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。

なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする。

③ 応募企業又は応募グループは、契約締結までにSPCを設立することを基本とする。

なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次

のアからウまでの要件を全て満たす場合をいう。

ア 会計決算報告において、直近3期が債務超過でないこと。

イ 会計決算報告において、経常収支が3期連続で赤字でないこと。

ウ 3期以上の決算を迎えていること。

④ 上記③のSPCの設立において、代表企業及び構成員はSPCに出資すること。
また、SPCへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア 代表企業及び構成員は、SPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。

イ 代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。

ウ SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、あらかじめ東北地方整備局の書面による承諾がある場合を除

き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

- ⑤ S P Cを設立する場合は、応募企業又は構成員以外の者で、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、第一次審査資料の提出時に協力企業として明記すること。

なお、協力企業とは、S P Cの設立において、S P Cに出資しない企業のことである。

- ⑥ 応募にあたり、代表企業、構成員又は協力企業それぞれが、1(5)に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。

なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。

ただし、応募グループの場合は、同一

の者又は相互に資本関係又は人的関係において関連のある者が工事業務（所有権移転業務及び調整マネジメント業務（工事段階）を除く）と工事監理業務を実施することはできない。応募企業の場合は、工事監理業務を資本関係又は人的関係において関連のない者に委託すること。なお、委託先については、2(5)の要件を満たすこと。

また、1(5)に掲げる業務以外の業務を実施するその他企業は、実施する業務を明らかにすること。

- ⑦ 代表企業、構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、東北地方整備局と協議するものとし、東北地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。

なお、第二次審査資料⑤提案書におい

て既存ストックを活用した本施設の詳細設計案の提案を行っておらず、かつ、発注者の承諾を得て詳細設計段階で既存ストックを活用することとした場合は、発注者と協議し、発注者の事前の承諾を得た上で、構成員、協力企業又はその他第三者に対して、既存ストックに係る業務を直接委任し又は請け負わせることができる。

⑧ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。

⑨ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。

⑩ 上記⑥及び⑨において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」についての詳細は入札説明書による。

(2) 応募者共通の参加資格要件

応募企業及び構成員並びに協力企業は、
次の①から⑧までの要件を満たさなければ
ならない。

① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第
165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当
しない者であること。

② P F I 法第 9 条の規定に該当しない者
であること。

③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）
に基づき更生手続開始の申立てがなされ
ている者又は民事再生法（平成 11 年法律
第 225 号）に基づき再生手続開始の申立
てがなされている者（東北地方整備局が
別に定める手続に基づく一般競争（指名
競争）参加資格の再認定を受けた者を除
く。）でないこと。

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経
営を支配する者又はこれに準ずるものと
して、国土交通省公共事業等からの排除
要請があり、当該状態が継続している者

でないこと。

- ⑤ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に東北地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 東北地方整備局が委託した本事業に係るアドバイザー業務に携わった株式会社近代設計及び TMI 法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。
- ⑦ 東北地方整備局が設置した国道 4 号茶畑地区電線共同溝 P F I 事業有識者等委員

会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑧ 上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」の詳細は入札説明書による。

(3) 設計企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、1 (5)に掲げる調査・設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の実績を有する者又は2 (4)②に掲げる工事企業の参加資格要件を満たす者であれば良いものとする。

① 東北地方整備局における令和5・6年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基

づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

② 次の実績（設計企業が設計共同企業体の場合は、代表者について1件以上）を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成26年度以降公告日までに完了した業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

- ・ 電線共同溝設計業務（予備設計又は詳細設計）又は道路事業の事業監理業務

③ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

ア 次に掲げるいずれかの資格を有するこ

と。

a 技術士（総合技術監理部門：建設
一道路、建設部門：道路）、技術士
法による登録を行っている者。

b 国土交通省登録技術者資格（施設
分野：道路、業務：計画・調査・設
計）

イ 次のいずれかの実績を有すること。

a 国、特殊法人等、地方公共団体、
地方公社、公益法人又は大規模な土
木工事を行う公益民間企業が発注し
た業務で、平成 26 年度以降公告日ま
でに完了した業務（発注者から直接
請け負った者として実施した業務。
ただし、照査技術者として従事した
業務は除く。）において 1 社以上の
実績を有する者。

・ 電線共同溝設計業務（予備設計又
は詳細設計）又は道路事業の事業監理

業務

b 業務をマネジメントした実績（対象期間は上記 a に示す期間とする。）

④ 上記②、③の実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）が発注した業務であり、TECRISに登録されている場合は業務評定点が 60 点以上であること。

(4) 工事企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、1 (5) に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。

ただし、本施設の所有権移転業務及び調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は 2 (3) ②に掲げる設計企業の参加資格要件を満たせば良いものとする。

既存ストックを活用する工事を行う者は、

次の⑤の要件も併せて満たさなければなら
ない。ただし、既存ストックを活用しない
提案を行う場合はこの限りではない。

① 東北地方整備局における令和 5・6 年度

「一般土木工事」又は「アスファルト舗
装工事」の一般競争（指名競争）参加資
格の認定を受けていること。（会社更生
法に基づき更生手続開始の申立てがなさ
れている者又は民事再生法に基づき再生
手続開始の申立てがなされている者につ
いては、手続開始の決定後、東北地方整
備局が別に定める手続に基づく一般競争
（指名競争）参加資格の再認定を受けて
いること。）

② 平成 21 年 4 月 1 日以降に元請けとして

完成・引渡しが完了し、下記アの条件を
満たす同種工事を施工した実績を有する
こと。

なお、共同企業体の構成員としての実
績は、出資比率 20%以上の場合のものに

限る。

ただし、乙型 J V（異工種 J V）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

ア 道路法上の道路における地中化工事

（電線共同溝、情報ボックス又は電線類）

で、交通規制を伴う工事の施工実績。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

③ 次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を配置できること。専任の可否は関係法令による。

なお、本工事で専任が必要な場合においても、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

ア 土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。1級、2級等の区分がある資格については関係法令及び共通仕様書等による。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

a 建設機械施工管理技士の資格を有する者

b 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業—農業農村工学」又は「森林—

森林土木」とするものに限る。)) の
資格を有する者

c これらと同等以上の資格を有する
者と国土交通大臣が認定した者

イ 平成 21 年 4 月 1 日以降に、元請けと
して完成・引渡しが完了した下記の条件
を満たす工事を施工した実績を有する者
であること。

・ 道路法上の道路における地中化工事
(電線共同溝、情報ボックス又は電線
類) で交通規制を伴う工事の施工実績

なお、当該施工実績が大臣官房官庁
営繕部、各地方整備局、北海道開発局
及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部
発注工事である場合は、工事成績評定
点が65点未満のものではないこと。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資
格者証及び監理技術者講習修了証(監理
技術者講習修了履歴)を有する者である

こと。

エ 主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。なお、上記①に示す工事種別に対応する登録基幹技能者講習の種類については、入札説明書別添の「登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類について」による。

オ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

カ 上記アからエまでについて確認できる書類を競争参加資格確認申請書に添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。

④ 建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認め

ない。

- ⑤ 既存ストックを活用する工事を行う者は、以下のア及びイの条件を満たしていること。

ア 東北地方整備局における令和 5・6 年度「通信設備工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ 既存ストック所有者より業務委託の受注実績のある会社であること。

ただし、既存ストック所有者の電気通信設備に影響を及ぼす場合がある工程については、当該工程の施工実績のある会社とする。

(5) 工事監理企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、

- 1 (5) に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、工事監督を支援※1した実績の場合は、①及び③の要件を満たすものとする。また、自ら工事監督を行った※2実績の場合は、②

及び③の要件を満たすものとする。

- ① 東北地方整備局における令和 5・6 年度
「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- ② 東北地方整備局における令和 5・6 年度
「一般土木工事」又は「アスファルト舗装工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整

備局が別に定める手続に基づく一般競争
(指名競争) 参加資格の再認定を受けて
いること。)

- ③ 平成 26 年 4 月 1 日以降に下記の条件を
満たす工事の工事監督を支援※1 又は自
ら工事監督を行った※2 実績を有するこ
と。

・ 道路法上の道路における地中化工事
(電線共同溝、情報ボックス又は電線
類) で交通規制を伴う工事の施工実績

※1 工事監督を支援とは、発注者支援業
務共通仕様書(案)第4002条に基
づく業務、事業促進PPP、PM又は
CM業務を指す。

※2 自ら工事監督を行ったとは、建設業
法第二十六条の四第一項に規定される
主任技術者及び監理技術者を指す。

- (6) 維持管理企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、

- 1 (5) に掲げる維持管理業務を実施する者

(以下「維持管理企業」という。)は、次の①及び②の要件を満たさなければならない。ただし、点検業務及び台帳作成・管理業務のみを実施する者は次の①の要件を満たせば良いものとし、補修業務のみを実施する者は次の②の要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者はこの限りでなく、2(2)に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

- ① 東北地方整備局における令和5・6年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けているこ

と。)

- ② 東北地方整備局における令和 5・6 年度
「維持修繕工事」又は「アスファルト舗
装工事」の一般競争（指名競争）参加資
格の認定を受けていること。（会社更生
法に基づき更生手続開始の申立てがなさ
れている者又は民事再生法に基づき再生
手続開始の申立てがなされている者につ
いては、手続開始の決定後、東北地方整
備局が別に定める手続に基づく一般競争
（指名競争）参加資格の再認定を受けて
いること。）

(7) その他企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、
1 (5) に掲げる業務以外を実施する企業の参
加資格要件は、2 (2) に掲げる応募者共通の
参加資格要件を満たせば良いものとする。

3 総合評価に関する事項

- (1) 競争参加資格有りの通知を受けた応募者
（以下「入札参加者」という。）は入札書

及び第二次審査資料（以下「事業提案」という。）をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、内容点と価格点を合計した数値（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(2) 入札参加者からの事業提案を入札説明書に添付する事業者選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

① 事業提案が要求水準をすべて充足しているかについて審査を行い、事業提案がすべての要求水準を充足している場合は合格とし、一項目でも充足しない場合は失格とする。

② 事業提案のうち東北地方整備局が特に重視する項目（内容点項目）について、その提案が優れていると認められるものは、その程度に応じて内容点（最高点700点）を付与する。

③ 賃上げの実施に関する項目（内容点項目）として内容点（最高点 37 点）を付与する。

④ 上記②③の合計点（最高点 737 点）を最高点 700 点に換算し、これを内容点とする。

⑤ 入札価格が最低である者を第 1 位とし、価格点の満点である 300 点を付与する。
その他の入札参加者の価格点は、第 1 位の入札価格（最低入札価格）と当該入札参加者の入札価格（当該入札価格）との比率により算出する。

(3) 3 (1)において、落札となるべき最も高い総合評価値の入札をした者が 2 人以上ある時は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局 〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟 東北地方整備局 総務部契約課 契約第一係

電話 022-225-2171 (代) 内線 2526

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

令和6年10月15日から令和7年1月20日
までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機
関の休日に関する法律（昭和63年法律第91
号）第1条第1項に規定する行政機関の休
日（以下「休日」という。））を除く毎日、
午前9時15分から午後6時00分まで。

ただし、最終日は正午までとする。

上記(1)において、発注者が所有する記録
媒体（CD-R等）の貸与により交付する。

(3) 第一次審査資料の提出期間、場所及び方法

提出期間は、令和6年10月15日から令和
6年11月14日までの土曜日、日曜日及び
祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭
和63年法律第91号）第1条第1項に規定
する行政機関の休日（以下「休日」とい
う。））を除く毎日、午前9時15分から午
後6時00分まで。

ただし、提出締切最終日は正午までとす

る。提出場所は(1)に同じ。提出方法は持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出すること。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない（以下同様。）。

(4) 見積書の提出

積算に反映させるための見積書を下記に従い提出すること。

- ① 期間：上記(3)に同じ。
- ② 場所：上記(1)に同じ。
- ③ 方法：電子メールにより提出すること。

なお、電子メールによる提出先メールアドレスは、入札説明書による。

また、電子メールにて提出した後、提出者の記名・代表者印を押印した見積書を持参、郵送又は託送により提出すること。

(5) 入札書及び第二次審査資料の提出期間、場所及び方法

提出期間は競争参加資格の通知日の翌日

から令和 7 年 1 月 21 日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、午前 9 時 15 分から午後 6 時 00 分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。提出場所は上記(1)と同じ。提出方法は持参、郵送又は託送によるものとする。

(6) 開札の日時及び場所

開札は令和 7 年 2 月 7 日 11 時 00 分。

仙台合同庁舎 B 棟 東北地方整備局入札室
にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除する。

② 契約保証金 納付する。

事業者は、本施設の調査・設計業務、工

事業及び工事監理業務（以下「整備業務」という。）の履行を確保するため、本施設の引渡し日までを期間として、次のアからウのいずれかの方法による事業契約の保証を付すものとする。

ア 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29

条の 9 第 1 項に基づく契約保証金の納付

イ 会計法 第 29 条の 9 第 2 項に基づく

契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

a 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

b 債務の不履行により生ずる損害金

の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社

（「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和 27 年法律第 184 号）

第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

ウ 会計法 第 29 条の 9 第 1 項ただし書

きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

a 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、本施設の施設費のうち、調査・設計費、工事費、工事監理費及び調整マネジメント費（設計段階・工事段階）に相当する額の10分の1以上とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、第一次審査資料又は第二次審査資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

上記3(1)に定めるところに従い、総合評価値の最も高い者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

- (7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (8) 第二次審査資料のヒアリングを行う。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者を本事業に係る業務に携わる者とする場合の参加
- 上記2(3)①、2(4)①及び(4)⑤ア又は2(6)①及び2(6)②に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により第一次審査資料及び第二次審査資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement
of the procuring entity: Nishimura
Taku Director General of Tohoku
Regional Development Bureau, Ministry
of Land, Infrastructure, Transport and
Tourism
- (2) Classification of the services to
be procured: 41, 42
- (3) Subject matter of the contract :
PFI- based design, construction and
maintenance of the National Highway
Route 4 Chabatake-chiku Common-Use
Cable Tunnel (BT0-scheme)
- (4) Time-limit for the submission of
app- lication forms and relevant
documents for the qualification: 0:00
P.M.14 November 2024
- (5) Time-limit for the submission of
tend-ers : 00 : 00 P.M. 21 January

2025

(6) Contact point for the project :

Road Administration Division, Road

Department, Tohoku Regional

Development Bureau, Ministry of

Land, Infrastructure, Transport and

Tourism

3-3-1, Honcho, Aoba-ku, Sendai city,

Miyagi 980-8602, Japan TEL 022-

225-2171 ex. 2526